

医療に係る消費税問題について

税制

医療機関等における仕入税額相当額(控除対象外消費税)への対応

1. 診療報酬の基本診療料の配点を精緻化
2. 実際の補てん状況を継続的に検証し、必要に応じて見直し

設備投資への支援措置(特別償却の拡充・見直し)

- 新規** 1. 医師及び医療従事者の働き方改革の推進
※医療勤務環境改善支援センターの助言による器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェア(30万円以上のもの)
- 新規** 2. 地域医療構想の実現
※病院用等の建物及びその附属設備
- 延長** 3. 高額な医療用機器特別償却制度
※配置の効率化等による特定の医療用機器

予算

新規 医療ICT化促進基金(仮称) 約300億円
※医療機関におけるオンライン資格確認や電子カルテ標準化等

増額 地域医療介護総合確保基金(医療分) +約100億円
(合計約1,030億円)

平成31年度税制改正大綱に記載し、
非課税制度において解決

予算編成で対応
平成31年度

現時点において全体で医療に係る消費税問題が解決